

令和4年12月22日

令和4年第4回

水戸市国民健康保険運営協議会資料

水戸市保健医療部国保年金課

報告事項

1 令和5年度国保事業費納付金（仮算定）の概要について

(1) 令和5年度国保事業費納付金の仮算定結果（県全体分）

① 県全体の国保事業費納付金（一般被保険者分）

国保事業費納付金（仮算定）の県総額は、令和4年度（確定値）と比べて約63億円の増。

区分	R5年度 (仮算定)	R4年度	増減
国保事業費納付金	約798億円	約735億円	約63億円

② 令和5年度国保事業費納付金の増額要因について

令和5年度の国保事業費納付金の仮算定に当たっては、次の増額要因により、県全体の納付金額が令和4年度に比べ、約63億円増加した。

ア 年度間調整の有無

県国民健康保険特別会計の令和3年度決算剰余金のうち、約30億円を活用し、令和5年度の国保事業費納付金の負担軽減が図られる予定であったが、令和3年度の医療費の増により、留保していた決算剰余金を普通交付金等の財源に充てたため、令和2年度から令和4年度まで行われていた年度間調整を行うことができない。

イ 後期高齢者支援金の大幅増

団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行に伴う給付の増により、後期高齢者支援金が大幅に増加した。

ウ 保険給付費推計値の増

1人当たりの医療費が引き続き上昇傾向にあるなど、令和4年度の医療費が想定より減少していないため、保険給付費の推計の結果、令和4年度納付金算定時の推計値から増加した。

③ 納付金算定に用いる主な公費等の増減（令和4年度推計値との比較）

納付金の算定に用いる保険給付費や主な公費等の増減により、令和4年度推計値と比較して、県全体の納付金額が約63億円増額となった。

増額と主な公費等	増減額	納付金への影響
保険給付費	29億円	29億円
前期高齢者交付金	14億円	△14億円
療養給付費等負担金等	5億円	△5億円
年度間調整（決算剰余金）	△30億円	30億円
後期高齢者支援金	39億円	39億円
後期高齢者支援金国庫負担金	12億円	△12億円
その他公費の増・減	4億円	△4億円
合計		63億円

※R4:30億円→R5:なし

※国の係数による増

※県全体：約63億円増

(2) 令和5年度国保事業費納付金の算定方法等(県全体分)

① 保険給付費等の推計結果

直近の実績から「1人当たりの診療費×被保険者数(推計)×給付率」により保険給付費が推計された。

区 分	R5年度 (推計)	R4年度 (見込)	R4年度 (推計)	R3年度 (実績)	R元年度 (実績)
1人当たり(円)	300,484	295,912	284,585	287,786	276,335
被保険者数(人)	605,689	629,252	622,692	654,060	689,822
給付費総額(千円)	181,999,867	186,203,168	179,111,412	188,229,595	190,621,753

※令和2年度は特殊要因(新型コロナによる保険給付費の抑制あり)として、令和元年度に置き換え
 ※令和4年度は、1人当たりの医療費が増加しているため、歳入不足が見込まれている。

(3) 県国民健康保険特別会計の状況

① 令和3年度県国民健康保険特別会計の決算状況

区 分	決算額(千円)
歳入	261,283,637
歳出	253,867,077
翌年度への繰越	7,416,560

② 令和3年度決算剰余金の活用方法

区 分	金額(千円)	備 考
令和4年度分の国庫支出金返還	3,589,581	県→国返還分の財源
医療費増等への対応	826,979	普通交付金財源として留保
令和4年度納付金負担軽減	3,000,000	
令和5年度納付金負担軽減	0	当初予定30億円 → 0円
合 計	7,416,560	

③ 令和4年度県国民健康保険特別会計の状況

令和4年度県国民健康保険特別会計の決算見込において、約43億円の歳入不足が見込まれている。

そのため、令和3年度の決算剰余金を充ててもなお、歳入が不足する可能性が高いことから、財政安定化基金(令和3年度末残高:51億円)を取り崩して対応せざるを得ない状況となった。

なお、取り崩した基金は、翌々年度の納付金に加算され、3年間で積み戻すこととなる。

(令和6~8年度、各年度約10~15億円)

(4) 令和5年度国保事業費納付金の仮算定結果（水戸市分）

① 水戸市の国保事業費納付金（一般被保険者分）

水戸市の令和5年度国保事業費納付金（仮算定）の総額は、令和4年度と比べて約5億9,300万円の増となった。

（単位：円）

国保事業費納付金	R5年度 (仮算定)	R4年度	増減
医療分	4,441,483,485	4,040,693,168	400,790,317
後期高齢者支援金分	1,844,545,471	1,657,485,112	187,060,359
介護納付金分	625,953,980	620,801,534	5,152,446
合計	6,911,982,936	6,318,979,814	593,003,122
県決算剰余金による減額がなかった場合		6,565,094,825	346,888,111

② 水戸市の国保事業費納付金の年度別推移（一般被保険者分）

（単位：円）

年度	金額	前年度比	備考
平成30年度	8,071,012,629	-	
令和元年度	7,346,081,303	91.0%	
令和2年度	6,135,737,513	83.5%	35億円控除
	(6,417,208,059)	(87.4%)	(281,470,546円)
令和3年度	5,966,185,954	97.2%	35億円控除
	(6,252,735,540)	(97.4%)	(286,549,586円)
令和4年度	6,318,979,814	105.9%	30億円控除
	(6,565,094,825)	(105.0%)	(246,115,011円)
令和5年度 (仮算定)	6,911,982,936	109.4%	控除なし
		(105.3%)	

※令和2・3・4年度下段（ ）は、県決算剰余金による減額がなかった場合の金額

2 令和4年度の実施状況について

(1) 令和4年度国民健康保険会計の状況

① 保険税の収納状況（現年度分）

（単位：千円）

年度	調定額	収納額	収納率
令和元年度	5,690,719	5,107,828	89.76%
令和2年度	5,574,320	5,045,614	90.52%
令和3年度	5,394,600	4,933,711	91.46%
令和4年度（11月末）	5,462,572	3,217,571	58.90%
令和4年度（見込み）	5,395,000	4,951,000	91.77%

（前年同期 57.30%）

※令和4年度見込みは、令和4年11月までの実績値に、前年度（令和3年）11月から決算時までの伸びを乗じて算出したもの。

② 保険給付費の状況

令和3年度においては、令和2年度が特殊要因（新型コロナによる保険給付費の抑制あり）により、保険給付費が減少していたため、回復傾向が見られた。令和4年度（見込み）においては、被保険者数の減少に伴い、令和3年度から下回る見込みとなった。

（単位：千円）

年度	合計			対前年度比
		一般被保険者分	退職被保険者等分	
令和元年度	15,540,527	15,523,729	16,798	-
令和2年度	14,979,039	14,978,981	58	96.39%
令和3年度	15,451,708	15,451,708	-	103.16%
令和4年度（見込み）	14,930,000	14,930,000	-	96.62%

③ 令和4年度国民健康保険会計決算見込

（単位：千円）

歳入			歳出		
科目	当初予算	決算見込 (A)	科目	当初予算	決算見込 (B)
1 国民健康保険税	5,001,551	5,051,000	1 総務費	236,988	236,400
2 使用料及び手数料	3,819	3,510	2 保険給付費	14,753,000	14,930,000
3 国庫支出金	1	500	3 国保事業費納付金	6,324,904	6,324,900
4 県支出金	14,976,213	15,100,000	4 共同事業納付金	10	10
5 繰入金	1,426,601	1,420,000	5 保健事業費	178,226	178,000
6 繰越金	220,000	1,634,500	6 基金積立金	1	-
7 諸収入	114,815	99,000	7 諸支出金	49,871	58,200
			8 予備費	200,000	-
歳入計	21,743,000	23,308,510	歳出計	21,743,000	21,727,510

差引収支 (A-B)

1,581,000

協議事項

1 令和5年度の必要保険税額について

国保事業費納付金等仮算定結果を基にした推計（一般被保険者分）

(単位：千円)

項目		R5年度	備考
歳出	① 国保事業費納付金	6,911,984	・R5年度 仮算定額
	② その他事業費	577,867	・保健事業費 ・出産育児一時金 等
A	事業に要する経費 (①+②)	7,489,851	
歳入	③ 県交付金	355,446	・県特別交付金等
	④ 保険基盤安定繰入 (保険者支援分)	452,300	
	⑤ 一般会計繰入	345,900	
	⑥ その他収入	64,496	・その他収入 (延滞金等)
B	現年分保険税以外の歳入合計 (③+④+⑤+⑥)	1,218,142	
C	事業運営に必要な保険税額 ※保険基盤安定軽減分含む (A-B)	6,271,709	
D	現年分保険税収入見込額 ※保険基盤安定軽減分含む	5,540,709	
E	収入差額 (D-C)	△ 731,000	

2 令和5年度の保険税率等について（案）

令和5年度の収支見込みについては、県から示された国保事業費納付金の仮算定結果を基に推計した事業運営に必要な保険税額に対し、現行の保険税率による保険税収入見込額が不足する見込みである。しかしながら、令和4年度に引き続き、国保会計の繰越金を計画的に活用することで、収入不足が解消され収支の均衡が図られることから、令和5年度においても、被保険者の急激な負担増に繋がらないよう十分に配慮しながら、適正な国民健康保険事業の実施が可能となる見込みである。

このため、令和4年1月20日に水戸市国民健康保険運営協議会から提出された「令和4年度水戸市国民健康保険税について（答申）」に付された意見のとおり、令和5年度においても、繰越金の活用による被保険者の負担軽減を図りながら、現行の保険税率を据え置くこととする。

【水戸市国民健康保険運営協議会答申（令和4年1月20日付） 抜粋】

国運答申第1号
令和4年1月20日

水戸市長 高橋 靖 様

水戸市国民健康保険運営協議会
会長 袴塚 孝雄

令和4年度水戸市国民健康保険税について（答申）

4 附帯意見

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による医療費の動向や、団塊の世代の後期高齢者医療制度移行による被保険者数の減少等、国保事業費納付金の算定においては、今後も不安定な要素が見込まれており、国保事業費納付金の変動等による国保税の急激な変化は、制度の安定性を欠くことに繋がると思われる。従って、今後も安定した国保財政を運営していくため、令和5年度、令和6年度についても繰越金の活用により被保険者の負担軽減を図りながら、保険税率等を据え置くこととされたい。

ただし、国保事業費納付金の大幅な変動等により、国保運営に大きな影響が見込まれる場合には、税率改正について柔軟に対応すること。

